

## 長崎県農業士認定制度について

長崎県農業士認定制度は、昭和５２年に始まり、自らの優れた農業経営の実践を通じて、地域における青年農業者に励みと目標を与え、その育成に指導的な役割を果たす農業者を知事が「長崎県農業士」として認定しています。

今回の新規認定１９名を加え、２６７名の方が農業士として県内各地域で活動していただくことになります。

認定の要件は、以下のとおりです。

- ① 農業経営に従事・実践し、地域農業振興の推進者になると見込まれる者または地域の中核的農業者
- ② 集団活動に積極的に参加し、地域の信望が厚く、かつリーダーとしてふさわしい資質を有している者
- ③ 以下の役割を一体的に推進できる者
  - ・ 青年農業者に対する指導者的役割
  - ・ 男女共同参画の推進者的役割
  - ・ 農業経営の高度化の先導的役割
  - ・ 地域農業振興への積極的参画
- ④ 年齢はおおむね満３０歳から６０歳までの者

令和６年度 長崎県農業士数（Ｒ６．４．１現在）

| 地区       | 長崎 | 県央 | 島原 | 県北 | 五島 | 壱岐 | 対馬 | 合計  |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 人数       | ３０ | ４９ | ７２ | ７０ | １８ | １６ | １２ | ２６７ |
| うち<br>新規 | ０  | ５  | ７  | ２  | ３  | ２  | ０  | １９  |